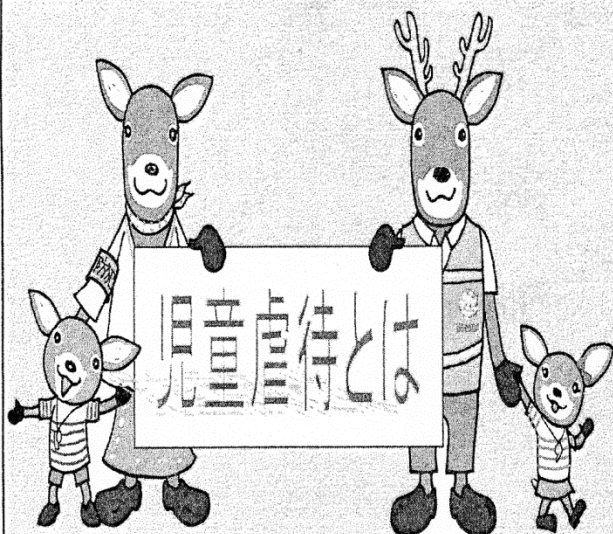


11月は「児童虐待防止推進月間」です

阿
弥
陀
山

11月号

児童虐待防止のための広報啓発活動が
全国の民間・地方自治体・国などが連携、協力して行われます。



保護者が、監護する18歳未満の児童に対して

- 「身体的虐待」
 - 「性的虐待」
 - 「ネグレクト」
 - 「心理的虐待」
- を行うことを言います。



「虐待かもしれない？」と感じたら、速やかに児童相談所等へ連絡を！
子どもが危険な状態など緊急の場合には110番通報を！

お知らせ

身に覚えのない葉書等に注意！

砂谷駐在所管内において、特殊詐欺に関連する葉書や催促状が郵送されています。

これらについては、届いた方を焦らせるために、郵便が届いた当日や翌日を

訴訟取り下げ最終期日

等とし、書類に記載された相談窓口へ連絡させるように仕向けています。

もし、身に覚えのない葉書や催促状がご自宅に届いた際は、内容をよく確認し、ご家族、ご近所、砂谷駐在所へご相談ください。

11/25~12/1 は、犯罪被害者週間です。

犯罪等による被害に遭われた方に対し、各種支援活動を行っています。

- ・犯罪被害者給付金制度（死傷・障害）
 - ・カウンセリング制度
 - ・支援団体等の紹介
 - ・性犯罪相談窓口（#8103）等の開設
- 事件・事故等により犯罪被害に遭われ、支援を必要とされる方は、一人で悩まずにまずは相談してください。